公益社団法人北海道社会福祉士会組織細則

細則第 13 号
2022 年 7 月 23 日制定
2023 年 7 月 22 日一部改正

（目的）
第１条　この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）組織規則（規則第 6 号）第 7 条の規定に基づき、本会の組織図を定めることを目的とする。
（組織図）
第２条　本会の組織図は別表のとおりとする。
（改廃）
第３条　この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附　則
この細則は、2022 年 7 月 23 日より施行する。
附　則
この細則は、2023 年 7 月 22 日より施行する。

（北海道社会福祉士会：組織細則　別表）
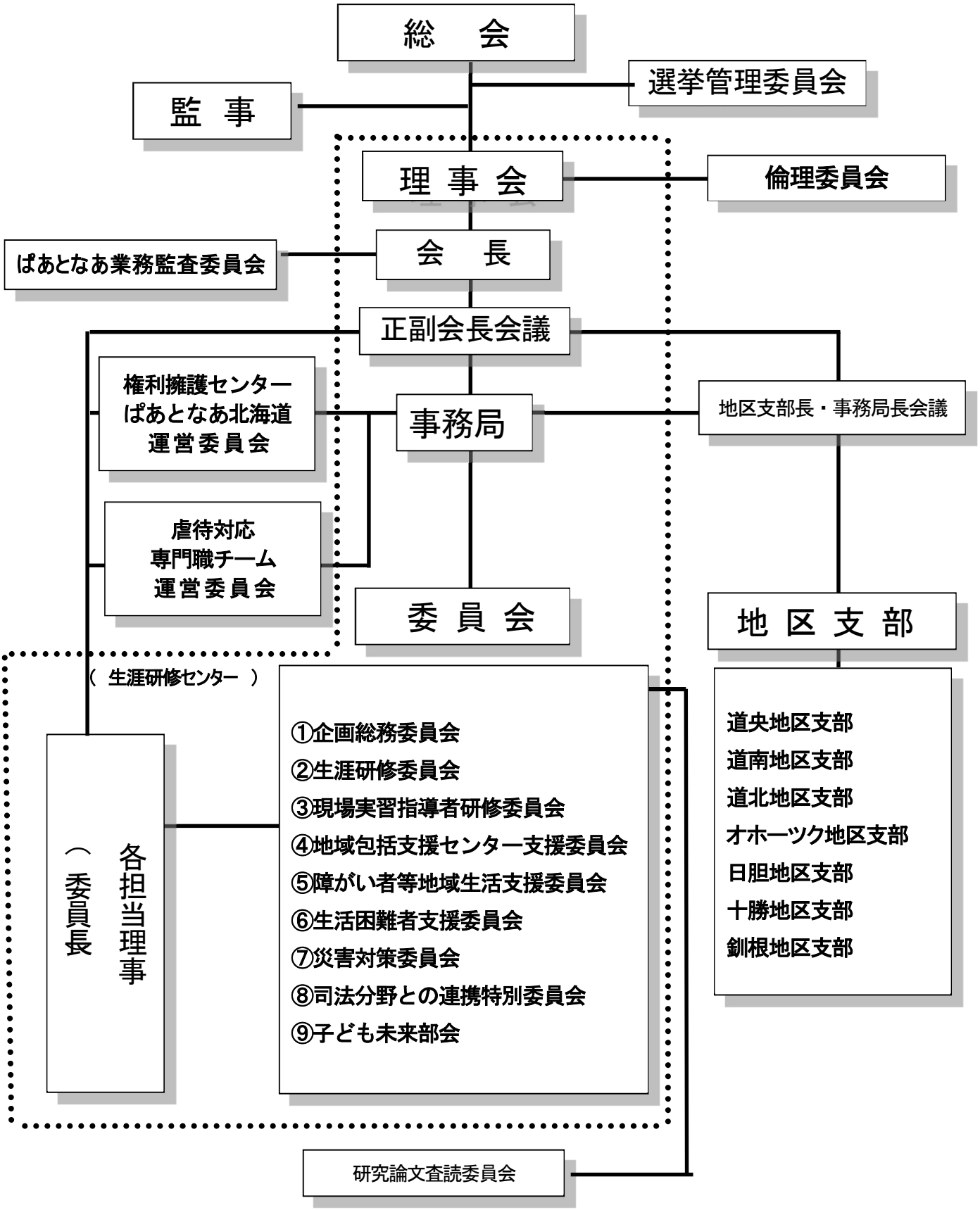
公益社団法人北海道社会福祉士会　組織